

# 令和2年度包括外部監査の結果に関する報告書

(基金に係る事務及び基金に関連する事業の執行について)

指摘事項	措置状況
<b>第9 監査の結果と意見（個別基金以外）</b>	
1. 全般的事項	
(3) 基金廃止の際の情報共有について	
<p>基金を新たに設置する際には、所管部局より会計課に運用起案が回付されるため、設置の事実を知り得るが、廃止の際には特段起案は回付されないとのことであった。仮に普通預金で運用しており残高を有する状況で基金廃止となった場合、会計課が廃止の事実を認識できなければ、その口座はそのまま休眠口座となってしまう、公金管理上適切ではない。</p> <p>基金廃止の際には、設置の場合と同様に起案を関係部局に回付するなどにより、全庁的に廃止の事実を周知することが必要である。</p>	<p>会計課 基金の廃止の際には、廃止条例の制定についての市議会の議決が必要であり、会計課では、その都度、市議会の議案及び議決結果により基金の廃止について確認し、事務処理を行っていることから、起案の回付等による全庁的な周知は不要と考える。</p>
<b>第10 監査の結果と意見（個別基金）</b>	
3. 社会福祉事業基金	
(2) 充当事業と公開されている基金用途との整合性について	
<p>旭川市のホームページで当基金のPRタイトルと用途が記載されているが、令和元年度における当基金の充当事業のうち「無料低額診療事業調剤処方費用助成事業」は上記の用途と整合しておらず、寄附金を募る以上、用途について誤解を招く可能性がある記載は避けるべきである。</p> <p>公開されている基金用途を現状に即した記載内容に見直す必要がある。</p>	<p>福祉保険部福祉保険課 旭川市のホームページにおいて、社会福祉事業基金のPRタイトル及び用途に「無料定額診療事業調剤処方費用助成事業」の内容を追加した。</p>

# 令和2年度包括外部監査の結果に関する報告書

(基金に係る事務及び基金に関連する事業の執行について)

意見の概要	意見に対する考え方
<b>第9 監査の結果と意見（個別基金以外）</b>	
<b>2. 財政課</b>	
<b>（1）繰替運用利率の設定における考え方について</b>	
繰入運用利率の設定に当たっては短期プライムレートを考慮しているが、現在の金利水準はTIBORの方が低い状況にあるため、資金調達の実況及び金利水準の実況から考えても、TIBORを考慮する方が適切であると考えます。	総合政策部財政課 繰替運用の利率については、基金の利子収入と資金調達側の利子負担それぞれにメリットが生じるよう、設定する。
<b>3. 会計課</b>	
<b>（1）基金の運用単位の集約について</b>	
基金ごとに対応する定期預金等を設定して運用することにより、基金とその運用方法である定期預金等との関係性が明確になるメリットはあるが、効率的な運用という観点から考えれば、運用期間が同一である複数の定期預金等を集約して運用することで、運用元本の規模が大きくなり、運用収益の更なる獲得にもつながり、結果として基金残高を増やすことに貢献する。 基金の運用単位について、基金ごとではなく、集約して行うことは検討に値する。	会計課 基金の運用については、確実かつ有利な方法の一つとして金融機関への預金を中心に運用しているが、その運用方法については、運用の都度、関係課と協議、検討し決定している。今後もより確実かつ有利な方法での運用に努めていくが、基金の運用単位も含めて検討する。
<b>4. 税制課</b>	
<b>（1）ふるさと納税における一般寄附の在り方について</b>	
ふるさと納税の受け皿となっている各基金残高のバランスが均衡していない。基金の用途を指定しない一般寄附は一般財源として受け入れられ、枯渇が懸念される基金への一般財源の積立が可能となる。 基金の用途を指定しない一般寄附を多く募ることができるような方策を継続的に検討していただきたい。	税務部税制課 具体的な寄附金の用途が示されている自治体に寄附が集まる傾向が強くなっていることから、本市においても寄附者からの共感を得られるような受入れ先メニューを示していくとともに、厳しい財政状況の中の有効な財源確保手段として一般寄附の受入れの在り方についても引き続き検討していく。
<b>第10 監査の結果と意見（個別基金）</b>	
<b>1. 国民健康保険事業準備基金</b>	
<b>（1）基金残高の継続的な検証と市民への情報提供の継続について</b>	
今後も国民健康保険事業の健全な運営を確保するためには、保険料率の改定や保険料などの歳入不足が生じた場合や今後新制度が与える影響などを考慮した上で、それらに対応できるだけの基金残高を有しているのか、継続して検証していただきたい。 また「旭川市の国保」で保険者数や医療費及び国民健康保険に係る財政の現状などを説明されているが、このような情報提供を継続し、国民健康保険事業の実態を市民に周知することを継続していただきたい。	福祉保険部国民健康保険課 基金については毎年発行している「旭川市の国保」で基金繰入金金の推移(5年分)を公表するとともに、保険料率の改定状況や保険料の収納状況等についても公表しており、基金残高の見込みを示している。 また「旭川市の国保」で国民健康保険事業特別会計の予算決算を始め、被保険者数などについても情報提供を行っており、広報活動を継続している。

意見の概要	意見に対する考え方
2. 育英事業基金	
(1) 基金の活用について	
①給付型奨学金制度について	
<p>令和2年度から返済の必要ない給付型奨学金制度を開始しているが、奨学金の申請件数が当初想定と大きな乖離があり、認知度や制度設計に課題があると思われる。</p> <p>次年度以降は周知方法の改善と申請方法に見直しが必要ないかなども検討すべきと思われる。</p>	<p>子育て支援部子育て助成課</p> <p>周知方法については、中学卒業式で行っていたものを、より申請時期に近い高校入学手続ないし高校入学式で配布した。申請方法については、窓口申請に加えて郵送でも受け付けることとした。</p>
(2) 基金運用収益の処理方法について	
<p>当基金の条例では、運用収益を事業費へ直接充当することができる規定となっており、実際にも直接充当が行われていたが、運用収益を一旦基金に編入することにより、基金の設置目的に沿った事業費への充当であることや、基金が増加することによりどれほどの運用成果があったのか明確になるため、運用収益は一旦基金に編入した上で、事業費に充当すべきである。</p>	<p>子育て支援部子育て助成課</p> <p>運用収益を基金に編入するためには、基金条例を改正する必要がある。しかし、現状育英事業における収入は全て事業費に充当されており、起案等でもその旨が明確にされていることから、条例改正を行わず現在の運用で問題ないと考えます。</p>
3. 社会福祉事業基金	
(1) 基金の有効活用について	
<p>当基金の残高は増加しているが、充当額の推移を見てみると、残高の規模から十分に活用できているとはいえない。</p> <p>当基金の対象となり得る事業は広範囲に及ぶため、設置目的に沿いながら充当事業を増やすなど、今後さらに基金を積極的に有効活用していく必要がある。</p>	<p>福祉保険部福祉保険課</p> <p>令和2年度において基金残高の増加に合わせて充当先事業を3つから6つへと増やしている。</p> <p>令和元年度までは基金の残高は増加傾向にあったが、令和2年度は減少に転じていることから、今後も寄附額の推移を見ながら基金の活用を検討していく。</p>
(3) 基金運用収益の処理方法について	
<p>当基金の条例では、運用収益を直接事業費に充当できることになっているが、運用収益の原資はあくまで基金であり、一旦基金に積み立てた上で、基金目的に沿った事業費に充当すべきである。</p>	<p>福祉保険部福祉保険課</p> <p>旭川市社会福祉事業基金は、旭川市社会福祉事業基金条例第4条において、「基金から生ずる収益は、社会福祉事業の費途に充てるものとする」とあることから、条例に従い、運用収益を事業費へと直接充当している。</p> <p>運用収益を一旦基金に積み立てた上で事業費へと充当するためには、旭川市社会福祉事業基金条例の改正を要するが、現行の「運用収益を直接事業費へ充当する方法」であっても、運用収益を事業費へ充当する際には、起案処理により充当先事業及び充当額を明記し、基金目的に沿った事業費充当が担保されていることから、現状のままの処理とした。</p>

意見の概要	意見に対する考え方
(5) 助成金申請方法について	
<p>当助成金の申請方法は「償還払」と「受領委任払」が設けられているが、令和元年度において「償還払」で申請されたケースはなかった。今後の申請実態を注視し、場合によっては申請方法を「受領委任払」のみとすることを検討することがあっても良い。</p>	<p>福祉保険部生活支援課 受領委任払いでは、あらかじめ受領委任払いの取扱登録をしている薬局のみを対象としているが、償還払いは、市内にあるすべての薬局を対象としているという点でも大きな違いがある。令和元年度において償還払いの申請はなかったものの、市民が自由に薬局を選択することができるという点において、償還払いという申請方法を残しておくことが望ましいと考えることから、令和3年度も引き続き助成金の申請方法を償還払い及び受領委任払いの2つの方法とすることとした。</p>
4. 子ども基金	
(2) 基金残高について	
<p>当基金では年度末における目標残高を定めていないが、子どもに関する事業は単年で終わりではなく、複数年をかけて継続して行うことで成果のあがるものが多いと思われることから、中長期的な複数年での計画を立てる必要があると思われる。その計画を遂行するために必要な目標残高を設定することを検討していただきたい。</p>	<p>子育て支援部子育て支援課 基金の残高は増加傾向にあったが、令和2年度に基金を充当する取組を見直したことによって残高は減少し、一定の平準化が図られた。 基金は寄附金の多寡により影響を受けるため、一律の目標を定めることは困難であるが、今後も充当する取組を適宜見直すことにより適切な運用を行う。</p>
(3) 基金運用収益の処理方法について	
<p>当基金では運用収益の基金への編入が行われており現在の運用で問題はないと考えるが、条例上は事業費への直接充当が可能な規定となっている。運用収益は一旦基金に編入する処理方法を今後も継続していただきたい。</p>	<p>子育て支援部子育て支援課 令和3年5月における運用収益の処理について、事業費へ直接充当することなく、従前どおりその全額を基金に編入した。</p>
5. 財政調整基金	
(1) 条例における処分内容の具体化について	
<p>当基金の条例では「財政運営上必要があると認めるとき」に基金の処分が可能であるとされているが、具体的にどのような場合に必要と認められ処分が可能であるのか明文化されていないため、明確な根拠がなく処分されてしまうことは否定できない。また「旭川市行財政改革推進プログラム2020」において基金の取崩しは最小限となるよう取り組むとされており、これに照らしても明確な根拠のない処分は避けなければならないであろう。 基金条例に処分内容を具体的に記載することが望ましいであろう。</p>	<p>総合政策部財政課 財政調整基金を処分できる場合については、地方財政法第四条の四で明記されており、改めて地方財政法の規定以上に具体的な処分内容を条例に明記する必要はないと考える。</p>

意見の概要	意見に対する考え方
(2) 基金処分額の根拠の明確化について	
<p>令和元年度における当基金の取崩しに関する起案において、なぜ財政運用上必要があると認められたのかについて明確な記載がなかった。</p> <p>(1)でも述べたが、財政運営上必要があるという抽象的な理由で処分が行われる可能性があるため、取崩しの必要性和取崩額の根拠を明確にし、それを起案書の根拠書類として保存することが望ましい。条例において処分内容を具体的に記載するのであれば、どのケースに該当し、併せて取崩額の根拠を明確にしておくべきであろう。</p>	<p>総合政策部財政課 取崩しを行う際には、取崩しの理由や取崩額の根拠について、起案に記載することとした。</p>
7. スポーツ振興基金	
(1) 基金の使途に関する開示について	
<p>当基金の収入の多くはふるさと納税によるものであり、旭川市のホームページ上では、「体育大会選手派遣費補助」のみを使途として掲げているが、当基金におけるふるさと納税の活用事例として、「旭川ハーフマラソン」及び「バーサーロペット・ジャパン」の運営費への一部支援に使用した旨の記載がされている。「旭川ハーフマラソン」及び「バーサーロペット・ジャパン」いずれも市外からの参加者も多いため、ふるさと納税の使途に加えることで、市外からの参加経験者や参加予定者からの寄附につながる可能性もある。</p> <p>今後どのような開示としていくか再考の余地があると思われる。</p>	<p>観光スポーツ交流部スポーツ課 「旭川ハーフマラソン」及び「バーサーロペット・ジャパン」について、市ホームページ及びふるさと納税の各ポータルサイト上で既に使途に追加した。</p>
(4) 基金運用収益の処理方法について	
<p>当基金の条例では、運用収益を直接事業費に充当できることになっており、実際には事業費への直接充当と基金への編入の両方が行われているが、運用収益の原資は基金であり、一旦基金に積み立てた後、基金目的に沿った事業費に充当する処理方法で統一すべきと考える。</p>	<p>観光スポーツ交流部スポーツ課 令和2年度(3月末満期分利息)において、運用収益を一旦基金に積み立てた後、事業費に充当する方法で統一した。</p>
11. デザイン振興基金	
(1) 積立目標額の設定について	
<p>当基金の積立目標額は設定されていないが、基金は今後推進していきたいと考えている事業を実施するために必要な残高を過不足なく確保することが必要であるため、積立目標額を設定することを検討するべきであると考えます。</p>	<p>経済部産業振興課 特定の事業実施を目的とした基金ではないこと、また、積立金の全てが寄附金と運用収益であり、前年度の寄附額、積立額を鑑み充当事業を決定している状況にあるため目標額の設定は難しいが、事業推進に向け継続的な収入を見込めるよう、事業実績などのPR強化に努める。</p>

意見の概要	意見に対する考え方
(2) 基金運用収益の処理方法について	
<p>当基金では運用収益の基金への編入が行われており現在の運用で問題はないと考えるが、条例上は事業費への直接充当が可能な規定となっている。運用収益は一旦基金に編入する処理方法を今後も継続していただきたい。</p>	<p>経済部産業振興課 運用収益を一旦基金に編入する処理方法を今後も継続する。</p>
12. 国際交流活動基金	
(1) 今後の基金の方向性について	
<p>旭川市での国際交流活動に係る事業費は、基本的に全額を当基金からの支出で賄っており一般会計からの支出がないことから、当基金の枯渇により国際交流活動の財源もなくなり、活動の継続が困難となる。当基金を活用しつつも、数年にわたる基金残高の推移の計画を立てて、国際交流活動が停止することのないよう、例えば市の公式行事である代表団の訪問及び受入れなどは一般財源からの事業充当も含め、財源の確保と基金の更なる効果的な運用について検討すべきであると考えます。</p>	<p>観光スポーツ交流部都市交流課 今後も事業精査しながら適宜規模の見直しや効率化に努めるとともに、基金残高を増加させるためふるさと納税等の寄附金の増収に資する情報発信等に努める。 特に令和3年度からは、ふるさと納税による寄附金収入のうち、必要経費分45%が差し引かれて原課に配分されることから、今後は一般財源の充当の検討が不可避であり、事業費の一部に一般財源を活用することも視野に関係部局と協議しながら検討を続ける。</p>
(2) 基金運用収益の処理方法について	
<p>当基金では運用収益の基金への編入が行われており現在の運用で問題はないと考えるが、条例上は事業費への直接充当が可能な規定となっている。運用収益は一旦基金に編入する処理方法を今後も継続していただきたい。</p>	<p>観光スポーツ交流部都市交流課 運用収益は一旦基金に編入する処理を今後も継続する。</p>
14. 減債基金	
(1) 基金の設置目的と基金積立財源の関係性について	
<p>市債全般の償還に充てることが当基金の目的であるならば、積立財源を開発公社から取得した土地の売却収入と、動物園通り産業団地開発事業貸付金元金収入のみとしている現状は望ましい状況とは言えない。決算剰余額のうち一部を減債基金に積み立てることができるよう予算措置した上で、一般財源からも積み立てることを検討すべきであると考えます。</p>	<p>総合政策部財政課 現在の当市の財政状況では、一般財源及び決算剰余金からの積立では困難である。</p>
(2) 基金の残高規模について	
<p>市債元利償還額に占める当基金残高の割合は年度によってばらつきがあるが、一定の計画をもって積み立て、基金の適正残高を確保することが将来の市債償還のために必要であろう。 また、市債残高に占める当基金残高の割合を見ても、将来の市債償還に充てるだけの十分な残高規模であるとは到底言えない。一般財源からの積立てを行うなど、中長期的な視点での残高確保が求められる。</p>	<p>総合政策部財政課 当市では市債の借入額(臨時財政対策債を除く。)を抑制することで計画的に市債残高及び市債償還額に係る財政負担を減少させており、市債償還の財源は予算編成の中で確保している。現在の財政状況では、将来的な市債償還額として一般財源及び決算剰余金から基金に積み立てることは困難な状況である。</p>

意見の概要	意見に対する考え方
(3) 今後の基金の方向性について	
<p>現状の市債残高及び市債償還額と基金残高を比較したときに、現状の基金残高ではその目的を十分達成できるか疑問であり、このままの状況では基金の枯渇が懸念される。</p> <p>上記(1)(2)の意見以外に考えられる方向性として、財政調整基金との集約も一つの方法でなかろうか。今後、当基金残高を増やしていく方策を検討する、それが難しいのであれば財政調整基金と集約するなど、今後の当基金の方向性を検討していくことが望まれる。</p>	<p>総合政策部財政課 動物園通り産業団地開発事業が終了するまでは、当面減債基金として存続させる。</p>
(4) 動物園通り産業団地開発事業貸付金の返済金額の考え方について	
<p>旭川振興公社の貸付金については、できるだけ早期に返済し、その返済金額が基金に積み立てられて運用されることが望ましいとも言える。事業期間の中で早期に売却できた場合には、市への返済額割合を高めることを検討することが望ましい。</p>	<p>総合政策部財政課 平成30年の分譲開始から、令和3年3月末現在45.5%分譲済みであるが、今後分譲計画を大きく上回る売却の際には、市への返済額割合を高めることについて旭川振興公社と協議の上検討する。</p>
(5) 無利息貸付けの妥当性について	
<p>動物園通り産業団地開発事業貸付金について、振興公社への貸付金は無利息としているが、金利もコストであること変わりなく、振興公社が事業自体の収益性を正確に把握するためには、金利を負担してコストとして認識することが必要であろう。市にとっても、金利が基金に積み立てられることにより一定の運用収益を得られるであろう。</p> <p>今後同様の事例が生じた場合には、貸付金について金利負担を求めることについて検討されることを望む。</p>	<p>総合政策部財政課 当該貸付金は、企業立地に伴う多様な産業の集積、地域産業の高度化及び経済活性化、雇用の場の拡大等を図るという本市の政策上の目的を達成する上で、事業主体となる旭川振興公社に貸し付ける際に無利息としたものである。</p> <p>今後も、個別事例の事情や政策的判断等を踏まえ検討する。</p>
(6) 将来のリスクヘッジ策の検討について	
<p>動物園通り産業団地開発事業について、将来貸付金を全額回収できないこともあり得るが、市として回避しなければならない。</p> <p>今後、事業の進捗状況を注視し、貸付金の回収不能リスクが発生した場合には早期にリスクヘッジ策を検討する必要がある。</p>	<p>総合政策部財政課 令和10年3月末までに貸付金を回収することとしており、貸付金の回収不能リスクが発生する場合には早期にリスクヘッジ策を検討する。</p>

意見の概要	意見に対する考え方
16. 都市緑化基金	
(2) 基金運用収益の処理方法について	
<p>当基金の条例では、運用収益を事業費へ直接充当することができる規定となっているが、運用収益の原資は基金であり、運用収益が基金の設置目的に沿って充当されたことを明確にするためにも、一旦基金に編入する処理方法とすべきである。</p>	<p>土木部公園みどり課 例年、繰替運用に伴う利子を事業費へ直接充当していたが、令和元年度から本基金が繰替運用の対象外となったため、全ての利子を基金に編入する取扱いとしている。</p>
19. 旭山動物園施設整備基金	
(1) 積立目標額の設定について	
<p>当基金では、今後の基金充当に関する将来予測が作成されており、その予測に基づく事業を実施した場合、各年度末の基金残高見込額が大まかに見積もられているが、実施するに当たっての適正残高かは別問題である。 各年度末の基金残高見込額を見積もることと併せて、より具体的な事業内容とそれを推進するために必要な積立目標額を設定することを検討するべきと考えらる。</p>	<p>経済部旭山動物園 当該基金は個別の事業実施を目的としたものではないこと、また、施設整備や動物の導入は、基金からの充当だけではなく、入園料収入及び一般会計繰入金で充てていることから、毎年度の寄附状況や収支見通しにより充当事業を決定している。 このことに加え、動物の導入に当たっては、国内外における当該動物の飼育状況や取引に関する国際条約など様々な制約が多く、長期的な視点での動物導入計画及び導入に伴う施設整備計画の策定が困難である。 これらのことから、基金の積立目標額の設定は難しい状況にはあるが、施設整備や動物の導入推進に向け、寄附金の継続的な収入が見込めるよう、動物園事業のPRに努めていく。</p>
(2) 運営費に対する基金充当について	
<p>当基金の活用については動物園の施設整備等に限定しており、動物園の運営費といったソフト面の財源には充当できないのが現状であったが、動物園を応援したいという寄附者の意向に沿った寄附金の活用ができるよう制度の取り扱いを整理し、新型コロナウイルスの収束が見通せない令和3年度予算においては、基金を一部運営費に対しても充当可能とするため、条例の一部改正を行っている。 今後においても、寄附者のニーズに応えるとともに、運営全体に影響する不測の事態など様々な状況に対応できるよう、引き続き基金の柔軟な運営を求めたい。</p>	<p>経済部旭山動物園 令和3年度予算において、基金を運営費に充当できるよう条例の一部改正を行った。令和2年度は新型コロナウイルスの影響もあり一般寄附の需要が高まっている状況にあり、今後も状況に応じて、適正な基金の運用を行っていく。</p>
20. まちなか活性化事業基金	
(1) 積立目標額の設定について	
<p>当基金の積立目標額は設定されていないが、基金は今後推進していきたいと考えている事業を実施するために必要な残高を過不足なく確保することが必要であるため、積立目標額を設定することを検討するべきと考える。</p>	<p>経済部経済交流課 特定の事業実施を目的とする基金ではなく、前年度の寄附額、積立額を鑑みて充当事業を決定している状況にあるため目標額の設定は難しいが、事業推進に向け、積立財源であるふるさと納税や寄附金の継続的な収入が見込めるように、事業のPR強化に努めていく。</p>



意見の概要	意見に対する考え方
(2) 基金充当実績の積極的な公表について	
<p>当基金の充当事業の一つである「北の恵み 食べマルシェ」は年々知名度が高まっており、当事業に対する基金充当額は、令和元年度における充当額の大半を占めているが、ふるさと納税のポータルサイトにおける当基金の用途に関する説明文には食べマルシェに関する記述がなく、基金用途の内容説明としては実態に即しておらず不十分である。</p> <p>基金用途の説明に関して、実際に基金が活用される対象事業の実態に即した内容に見直していく必要がある。</p>	<p>経済部経済交流課 基金の用途に関する説明文に北の恵み食べマルシェ等に関する記述を追加し、基金用途の実態に即した内容説明に修正し、ホームページを更新した。</p>
(3) 基金運用収益の処理方法について	
<p>当基金では運用収益の基金への編入が行われており現在の運用で問題はないと考えるが、条例上は事業費への直接充当が可能な規定となっている。運用収益は一旦基金に編入する処理方法を今後も継続していただきたい。</p>	<p>経済部経済交流課 運用収益は一旦基金に編入する処理方法を今後も継続していく。</p>
21. 文化芸術振興基金	
(1) ふるさと納税サイトの記載の見直しについて	
<p>ふるさと納税における寄附申出書、ふるさと納税2サイトにおける当基金に関する用途の記載が「優佳良織」に特定されている印象を受けるが、当基金は文化や芸術の振興という幅広い分野で活用することを想定しており、実際は「優佳良織」以外の事業でも本基金は活用される可能性がある。</p> <p>このような状況では、優佳良織を支援したいという意向でふるさと納税を行った寄附者の誤解を招く可能性があるため、今後はサイトへの記載は「優佳良織」に特定せず、彫刻や文化財保存を含めた幅広い用途であることを明示するよう検討されたい。</p>	<p>社会教育部文化振興課 令和2年度の監査結果を踏まえて、ふるさと納税のPRタイトルや内容が「優佳良織」を含めた幅広い用途であるよう変更した。</p>
(2) 基金運用収益の処理方法について	
<p>当基金では運用収益の基金への編入が行われており現在の運用で問題はないと考えるが、条例上は事業費への直接充当が可能な規定となっている。運用収益は一旦基金に編入する処理方法を今後も継続していただきたい。</p>	<p>社会教育部文化振興課 今後とも運用収益を一旦基金に編入する処理方法を継続していく。</p>

意見の概要	意見に対する考え方
22. 環境基金	
(1) 基金の残高について	
<p>当基金は、増加した基金を次年度以降で事業費に充当するような予算が立てられており、いたずらに基金残高が増加するような状況になっていないが、目標残高を定めておらず、次年度の事業充当を選定する際に、残高を減少させない程度の範囲内で充当額を決めており、現状の残高の維持が目標であると言える。</p> <p>目標となる残高を定めることは難しいであろうが、ある程度の根拠による目標残高を定めておくことで、その目標残高を下回らない程度での事業充当を計画することができ、残高が著しく増減することも防げると思われる。</p>	<p>環境部環境総務課 環境基金の積立財源の大部分を占めるふるさと納税による寄附金の使い道として掲げている事業費約750万円のほか、別の財源である企業寄附の意向に適う事業の実施も考慮し、全体として約1,000万円の残高を目標として充当計画を立てることとした。</p>
(2) 基金の活用状況の開示について	
<p>当基金の活用状況や実施した事業の詳細も充当した金額も開示が行われておらず、開示が十分とは言えない。市のふるさと納税の募集サイトでは、外来種の被害を防止し、旭川市の豊かな自然を守る事業に使用する旨の記載になっているが、実際は寄附金額が多くなっているため、上記の事業以外に使用している金額も大きくなっており、これらを含めた開示を行うことは、実際に寄附した者にとっても有用であると同時に、新たな寄附を呼ぶことにもつながるであろうと思われる。</p>	<p>環境部環境総務課 環境基金の活用状況、実施した事業の詳細及び充当金額についてホームページに公開した。</p>
(3) 基金運用収益の処理方法について	
<p>当基金では運用収益の基金への編入が行われており現在の運用で問題はないと考えるが、条例上は事業費への直接充当が可能な規定となっている。運用収益は一旦基金に編入する処理方法を今後も継続していただきたい。</p>	<p>環境部環境総務課 運用収益は、一旦基金に編入する現在の運用方法を継続する。</p>
23. 河川環境整備基金	
(1) 基金の有効活用と積立目標額の設定について	
<p>当基金の積立目標額は設定されていないが、基金は今後の事業計画を確実に遂行するために必要な残高を過不足なく確保することが必要である。当基金残高と毎年度の基金充当額の規模を見た場合、令和元年度は新たに北彩都ガーデン管理費を基金充当事業としたとはいえ、充当額の規模としては物足りなさを感じ、更なる充当事業の拡充も可能ではなかろうか。</p> <p>更なる基金の有効活用を実現するために、今後の中長期的な基金充当計画を策定し、当該計画を遂行するに当たって目指すべき積立目標額を設定することを検討するべきと考える。</p>	<p>土木部公園みどり課 意見を踏まえ、本基金の中長期的な充当計画を策定し、積立目標額を設定した。なお、基金充当事業については、例年「あさひかわ子どもの水辺協議会」において事業内容を協議しており、今後も事業の在り方等を適宜検討していく。</p>

意見の概要	意見に対する考え方
(2) 基金運用収益の処理方法について	
<p>当基金の条例では、運用収益を直接事業費に充当できることになっているが、運用収益の原資は基金であり、運用収益が基金の設置目的に沿って充当されたことを明確にするためにも、一旦基金に編入する処理方法とするべきである。</p>	<p>土木部公園みどり課 例年、繰替運用に伴う利子を事業費へ直接充当していたが、意見を踏まえ、令和2年度から全ての利子を基金に編入する取扱いとした。</p>
25. 21世紀の森施設基金	
(1) 積立目標額の設定について	
<p>当基金の積立目標額は設定されていないが、基金は今後の事業計画を確実に遂行するために必要な残高を過不足なく確保することが必要である。当基金においては施設管理費への基金充当額は今後も大きな変動は見込まれず、施設整備についても整備計画が逐一検討されていることから、既存の計画等に基づき、今後の積立目標額を設定することを検討するべきであると考えます。</p>	<p>農政部農林整備課 当基金は、寄附金と道からの支援費(道立21世紀の森が旭川市へ移管の際に道から施設修繕等の目的で支援)を積み立てており、前年度の寄附額や利用者のニーズなどに鑑み既存計画を都度見直しし、充当事業を決定しているため、基金残高が常に変動することから継続的な収入が見込めるよう事業推進に向けた施設の魅力向上や活用実績のPRに努める。</p>
(2) 基金運用収益の処理方法について	
<p>当基金では運用収益の基金への編入が行われており現在の運用で問題はないと考えるが、条例上は事業費への直接充当が可能な規定となっている。運用収益は一旦基金に編入する処理方法を今後も継続していただきたい。</p>	<p>農政部農林整備課 運用収益は一旦基金に編入する処理方法をすでに行っており、今後も継続していく。</p>
26. 産業振興基金	
(1) 積立目標額の設定について	
<p>当基金の積立目標額は設定されていないが、基金は今後推進していきたい事業を実施するために必要な残高を過不足なく確保することが必要である。当基金は広く産業振興に資する事業に活用することを目的としており、また、中長期的な目標などに基づき、事業者の声を聴きながら事業を構築している。地域経済の活性化のためにも必要な施策が実施できなくなることは避けなければならない。 必要な施策を実施するため、今後の積立目標額を設定することを検討するべきであると考えます。</p>	<p>経済部産業振興課 特定の事業実施を目的とした基金ではないこと、また、積立金の全てが寄附金と運用収益であり、前年度の寄附額、積立額を鑑み充当事業を決定している状況にあるため目標額の設定は難しいが、事業推進に向け継続的な収入を見込めるよう、事業実績などのPR強化に努める。</p>

意見の概要	意見に対する考え方
(2) 基金使途に関する記載の見直しについて	
<p>当基金の積立財源であるふるさと納税による寄附金の使途として、市のホームページでは「技能五輪全国大会及び国際大会出場選手に対する経費補助、技能者を養成する職業訓練施設を運営するための補助金、次代を担う子どもや市民に技能をPRするイベントに対する補助金、優秀な技能者に対する表彰事業等」と記載されており、ふるさと納税2サイトでも、技能に関連した事業に使うとの記載に終始している。</p> <p>現状、所管部局は、技能に関連した事業にのみ当基金を充当するという意向ではなく、各サイトにおいて寄附金の趣旨に反しない範囲で別の取組に充てる可能性があると言及されているものの、寄附者からすると「技能に関する事業についての寄附」であると誤認する可能性がある。</p> <p>基金使途の説明に関して、実際に基金が活用される対象事業の実態に即した内容に見直していく必要がある。</p>	<p>経済部産業振興課  活用例に中小企業の商品開発や販路拡大等の支援、新規創業や人材育成に関わる事業などを追加した。さらに、地域産業を支え、発展させる様々な取組に活用する旨明記し、技能に関する事業のみへの寄附と誤認されない内容に見直した。</p>
(3) 基金運用収益の処理方法について	
<p>当基金では運用収益の基金への編入が行われており現在の運用で問題はないと考えるが、条例上は事業費への直接充当が可能な規定となっている。運用収益は一旦基金に編入する処理方法を今後も継続していただきたい。</p>	<p>経済部産業振興課  運用収益を一旦基金に編入する処理方法を今後も継続する。</p>
27. 森林整備基金	
(1) 計画の適時修正および基金充当事業の適切な設定について	
<p>当基金は導入間もない森林環境譲与税制度に基づき設置されたものであり、今後、各種補助金に対する林業事業体の申請動向や、民有林所有者の経営意識の把握等の状況によっては、基金充当事業の規模や実施時期に大きな変更が必要となることが予想される。</p> <p>また、基金が有効活用されず必要以上に基金残高を有することとなれば、制度上の政策的な目的が本市の森林において十分に反映されないこととなり、納税者の理解も得られないであろう。</p> <p>現時点で策定されている基金充当計画は、その妥当性について継続的に検討が行われ、場合によっては適時に修正し、納税者である市民にとって有用な充当事業が計画されていくことが望まれる。</p>	<p>農政部農林整備課  令和3年度から令和5年度の事業計画に、森林整備を進める事業のほか、森林や木材の普及啓発に係る事業を加えるなど、すでに適時の計画修正を行っており、今後も市民に有用な充当事業を見直す。</p>

# 令和2年度包括外部監査の結果に関する報告書

(基金に係る事務及び基金に関連する事業の執行について)

指摘事項	措置状況
<b>第9 監査の結果と意見（個別基金以外）</b>	
<b>4. 税制課</b>	
<b>（2）基金の使途に関する情報の公表の充実について</b>	
<p>各基金の充当事業の事業費や、そのうち基金をいくら充当したのかといった定量的な情報の公表も積極的に行うべきであろう。寄附者が自身の寄附がどのような事業にいくら使われたか知ることにより、寄附の活用がイメージでき、寄附へのインセンティブの向上にもつながるのではなかろうか。</p> <p>現状の情報の公表に定量的な要素の情報も加えるなど、より積極的な情報の公表の方法を検討すべきである。また、各基金の所管部局においても情報の公表の重要性を改めて認識し、積極的な情報の公表に努めるべきである。</p>	<p>税務部税制課 令和3年度中に各基金への寄附額及び活用事業への充当額等を取りまとめて資料を作成し、税制課ホームページ内において公表したところである。 令和4年度以降についても同様の取組を行っていく。</p>
<b>第10 監査の結果と意見（個別基金）</b>	
<b>15. 長寿社会生きがい基金</b>	
<b>（4）敬老会事業収支計算書のチェックについて</b>	
<p>敬老会事業について、実施主体から提出された収支決算書を、領収書等との照合といったチェックは特段行っていないとのことであった。実施主体は相当数に上り、毎年全件チェックを行うことは困難であろうが、例えば地区ごとにローテーションを組み、数年で全実施主体のチェックを行うようにすることは可能であるため、収支決算書のチェック体制を整備するべきである。</p>	<p>福祉保険部長寿社会課 敬老会事業は負担金支出から実施団体に対する補助金に変更したことに伴い、支出に関する証拠書類の確認などは行うこととした。</p>

# 令和2年度包括外部監査の結果に関する報告書

(基金に係る事務及び基金に関連する事業の執行について)

意見の概要	意見に対する考え方
<b>第9 監査の結果と意見（個別基金以外）</b>	
1. 全般的事項	
(1) 基金積立目標額の設定について	
<p>各基金の特定目的を達成するために、具体的にどの程度の基金残高を目指すのか、いわゆる基金積立目標額を設定しているケースは少なく、あったとしてもその根拠が明確ではないケースが見受けられた。積立目標額が設定されていないため、基金によっては残高が潤沢に確保されていたり、逆に残高が減少傾向にあり、将来的な基金の枯渇が懸念されたりする。基金の設置目的を達成するために目指すべき、積立目標額を設定することを検討していただきたい。</p>	<p>総合政策部財政課 令和4年度予算編成要領において、「将来的に特定の施設整備や備品購入等の財源として活用を予定している基金については、積立目標額の設定を検討する」旨記載し、周知を図った。</p>
(2) 基金運用収益の処理方法について	
<p>基金を運用した結果獲得した運用収益の処理方法は、①基金に編入しなければならないと規定されているもの、②事業の費途に充てるほか、基金に編入するとされているもの、③直接事業の費途に充てるとされているもの、という3通りの処理方法が規定されており、各基金条例において統一された規定とはなっていなかった。</p> <p>基金は当初設置した際の目的に沿って事業費に充当される必要があり、運用収益についても同様と考えるべきである。運用収益を一旦基金に編入した上で事業の費途に充てるとすれば、基金の設置目的に沿った事業費の充当であることがより明確になると考える。</p> <p>基金運用収益は一旦基金に編入することを、全庁的に統一した処理方法として整理することを検討していただきたい。</p>	<p>総合政策部財政課 令和4年度予算編成要領において、「基金利子は、基金の設置目的に沿った事業費の充当であることをより明確にする観点から、条例で事業費のみに充てるとされているものを除き、基金に積み立てること。」と明記し、周知を図った。</p>
<b>第10 監査の結果と意見（個別基金）</b>	
2. 育英事業基金	
(1) 基金の活用について	
②貸付型奨学金制度について	
<p>入学支度金制度では、令和元年度に私立高等学校等、大学及び専門学校において貸付額を選択できるように改定したところ、貸付件数及び貸付額が大きく増加している。新しく貸付額を増加した区分では、貸付額の最も大きい貸付けが大部分を占めており、進学に際して、それまでの貸付額では足りず、より多くの奨学金を必要としていると見ることもできる。</p> <p>今後も子どもたちの進学のためにより役立つような制度となるよう必要な改定を続けるべきである。</p>	<p>子育て支援部子育て助成課 令和4年度入学者のうち通信制学校へ進学する保護者への入学仕度金貸付を開始した。</p> <p>なお、入学仕度金貸付は、返済に伴う借主の負担が伴うにもかかわらず、令和元年以降、貸付額が増加していることから、進学に当たっては、より一層手厚い支援が必要であり、今後は、現行の貸付型奨学金制度や、新たに開始するよう準備を進めている給付型奨学金制度を通じて、進学支援を一層進めていく。</p>

%	
%)	

意見の概要	意見に対する考え方
<b>(5) 敬老会事業の方向性について</b>	
<p>敬老会事業について、対象一人当たりの金額や負担金支出の基準等の検討を望む。所管部局では市負担金の増加の抑制及び実施主体たる地域の負担軽減を図るため事業自体の見直しを進めているが、見直しの結果、敬老会事業の今後の方向性が見出されることを望む。</p>	<p>福祉保険部長寿社会課 令和4年度より対象一人当たりの金額等を見直した新制度に移行した。</p>
<b>(6) 各種事業の財源の考え方について</b>	
<p>基金活用の方向性として、長期的な視点に基づいた施策に対して基金を重点的に活用するといった財源の使い分けがあっても良いのではないかと考える。敬老会事業といった単年度で完結する事業については、一般財源を充当する割合を高めるといった考え方であっても良いのではないかと考える。</p> <p>財源には限りがある中で、一般財源を充当することは難しいかもしれないが、施策の実現に要する時間の長短に基づいた視点から財源を使い分けるといった工夫があっても良いのではないかと考える。</p>	<p>福祉保険部長寿社会課 令和4年度より敬老会事業等に一般財源を充当することとした。</p>
<b>17. 介護給付費準備基金</b>	
<b>(1) 基金積立てのタイミングについて</b>	
<p>当基金の条例では、介護保険事業特別会計に剰余金が生じた場合は全額を基金として積み立てることと規定され、現状では決算額及び剰余金が確定した後にその全額を基金として積み立てており、令和元年度のように多額の不用額の発生が見込まれる場合であっても、決算確定まで基金積立てを行うことができない。年度途中での基金積立てを行うことができれば、基金の運用期間が長くなり、一定の運用収益の獲得にもつながるであろう。</p> <p>多額の不用額の発生が見込まれる場合、基金積立てを行い得るタイミングが現在の取扱いのままが良いのか、継続的に検討していただきたい。</p>	<p>福祉保険部長寿社会課 道内34市に照会したところ、決算確定前に不用見込額を積み立てる市はなかった。</p> <p>また、決算確定前の不用額の積立ては条例上、市長が特に必要があると認めた場合に限られるが、仮に介護保険事業特別会計の令和3年度決算剰余金717,191,498円を決算見込額の算出日である12月末日から従来の積立日である6月末日まで金融機関へ預け入れたとしても、運用利益は7,112円に留まる（運用利率は令和3年度実績0.002%により積算）。</p> <p>歳入歳出の過不足が生じないよう会計上の注意を要する一方、得られる利息は少額に留まり、特に必要があると認められないことから、不用額の年度途中の積立ては行わないものとする。</p>
<b>27. 森林整備基金</b>	
<b>(2) 基金充当実績の公表について</b>	
<p>市のホームページにおいて、令和元年度の「森林環境譲与税に関する決算状況一覧」が公表されているが、各実施事業の有効性や現在の状況を読み取るには情報量が少なく、納税者である市民への説明が十分に果たされているとは言い難い。</p> <p>例えば森林環境税及び森林環境譲与税と当基金の関係性を明示することや、当基金の次年度繰越残高の根拠を明示すること、当基金が充当されている事業の目的や効果、及び事業の進捗状況の説明等を、現在作成している決算状況一覧に追加及び修正し、公表内容のより一層の充実を図るべきであると考えます。</p>	<p>農政部農林整備課 令和元年度の「森林環境譲与税に関する決算状況一覧」をより一層の充実を図るよう修正するとともに令和2年度の「森林環境譲与税に関する決算状況一覧」においても同様に充実した内容で掲載した。</p>